

## コラム1 「学校問題の解決に向けた法律家の立場からの見解」 弁護士

学校からの相談では、「保護者から裁判に訴えられたときに備えて法的な見解を知りたい。」というものが寄せられることがあります。学校問題の解決と裁判との関係について、弁護士から見解を伺いました。

### <保護者が「裁判に訴える。」と言うとき>

保護者が、学校や教育委員会（以下「学校等」という。）に「裁判に訴える。」と言うとき、保護者の真意はどこにあるかを、落ち着いて考えてみる必要があります。

一つの可能性は、保護者が学校等の対応に失望あるいは怒りを感じ、何らかの違う対応を希望しているときに、裁判に訴えてでも自らの主張の実現又は正当性の証明をしたい、という気持ちの表れとして言っている場合です。この場合は、学校等が保護者の主張を十分理解しているか、保護者の感情の原因は何か、学校等の対応に問題はなかったかなどについて、もう一度事案を検討する必要があります。そして保護者との間で納得のいく解決点を探る努力をすることが大切です。

他の可能性としては、保護者が本当に裁判に訴えることを考えている場合です。保護者には裁判をする権利がありますから、それを阻止する手だてはありません。この場合は、学校等も事案について、以下に記載した法的検討をすることになります。保護者に区市町村や法テラス等の無料法律相談などで、法的検討をする方法があることを、一言助言してみることも必要かと考えます。保護者が法律家との相談や検討をすることなく、いちずに裁判をする、裁判に勝つと信じている場合もあると思われるからです。

### <学校問題が裁判になるとき>

学校管理下で起きた事故によって被害を受けた、いじめに遭っているのに学校等が何もしてくれない、あるいは、教員の指導が原因で学校に登校できなくなっている等、いろいろなケースが考えられます。これらは、多くの場合不法行為に基づく損害賠償請求（民法第709条）事案になります。損害賠償請求が認められるためには、以下の点について、原告（被害者）が主張と立証の責任を負うことになっています。

- (1) 教員・管理職・教育委員会等の職員に、その職にある者として、通常要求される程度の注意義務を尽くしていないという「不注意・落ち度」「過失行為」があること（まれにわざとやったという「故意行為」もあります）。
- (2) (1)に記載した過失行為に「よって」その被害（損害）が生じていること。さらに過失行為から通常予見できる被害（相当因果関係の範囲に入る損害）であること。
- (3) 賠償の対象とすべき被害（損害）の「範囲」の確定（歯科治療の場合の自由診療費用まで賠償するか否か。物損について修繕費か新品を補償するのか等の問題）。

したがって、裁判になりそうな事案については、この3要件について、教育委員会の担当部局を通じて法律家と相談し、現実的に訴訟が提起される可能性があるか、その場合の勝敗や和解を含む解決方法等について検討してください。

### <裁判による解決は最善か>

学校は教育の場であり、本来子供の成長・発達権・学習権を擁護していく場ですから、その目標に向かって、保護者も学校等も協働し合える関係にあるはずです。

子供の受けている被害（損害）が深刻で、話し合いに基づく解決は到底困難という事案が、裁判になることは仕方がないと考えます。しかし、そこまで至らない事案では、子供や保護者が受けた「精神的傷」の回復、例えば対応が不十分であった点について謝罪をなすなどという点を軽んじることはできません。同時にその問題をベースに、今後、子供にとって成長・発達が保障される環境をつくっていくにはどうしたらよいかについて、保護者と学校等が積極的に話し合っていくことが、教育的な解決として重要なことと考えます。